



(備考)

1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。

なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

4 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。

(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面